

オンライン診療を行う上での ICT 活用上の留意点

一般社団法人全国医療介護連携ネットワーク研究会

2020年4月27日

厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月(令和元年7月一部改訂)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html)から、オンライン診療を行う上で特に重要と考えられる ICT 活用上の留意点をまとめましたのでご参考ください。(ページ数は、指針に記載されているページを表記しています)

1. リアルタイムのビデオチャットを利用する

オンライン診療では、リアルタイムの視覚及び聴覚を含む情報通信手段を利用し、チャットなどによる画像、録画動画や文字のやり取りは、あくまで補助的に利用し、チャットだけで完結してはいけません。(P17)

2. ビデオチャット利用上の留意事項

1) 同時に複数の患者の診察を行わない。(P18)

2) 患者側、医師側ともに録音、録画、撮影を同意無しに行わない。(P23)

3) 医師側に診療に関わっていない者がいるかを示し、また、患者側に第三者がいないか確認する。

(患者側に家族等やオンライン診療支援者がいることを医師及び患者が同意している場合を除く)(P22)

3. 汎用のビデオチャット(汎用サービス)を使用する場合の留意事項

汎用サービス(オンライン診療以外にも広く用いられるサービスで、視覚及び聴覚を用いる情報通信機器のシステムを使用するもの)を利用する場合、以下の留意事項があります。

1) 医師側から患者側につなげる(第三者がオンライン診療に参加することを防ぐため)(P23)。

2) 医師のなりすまし防止のために、医師本人であると認識できる場合を除き、顔写真付き「身分証明書」と「医籍登録年」を示す(HPKI カードを使用するのが望ましい。)(P23)。

3) パスワード認証や生体認証などを用いて操作者の認証を行う(P23)。

4) ビデオチャットが端末内の他のデータ(アドレス帳など)と連結しない設定にしておく(P23)。

4. オンライン診療システムを用いる場合の留意事項

電子カルテ等の医療情報システムと連携しているオンライン診療システムを利用する場合、以下の留意事項があります。

1) 医師は、オンライン診療システムのチャット機能やダウンロード機能は原則使用しない。(使用するシステム上、リスクが無い場合を除く)(P24)

2) 厚生労働省「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を行うこと。特に、医師個人所有端末の業務利用(BYOD)については、原則禁止(P24)。